



環 管 - 652
平成29年8月18日

日立造船株式会社
取締役社長 谷 所 敬 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



(仮称) 鹿角・田子風力発電構想計画段階環境配慮書
に対する意見について (通知)

環境影響評価法第3の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、別添の関係市長の意見についても十分配慮してください。

1 総括的事項

- (1) 本事業は、風力発電機を配置する可能性のある広い範囲を事業実施想定区域として設定しており、周辺には複数の住居や畜舎等（以下「住居等」という。）が存在することから、工事中及び供用後において住居等への影響を回避又は低減するよう配慮するとともに、地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (2) 今後の事業計画の検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (3) 方法書においては事業の位置・規模等を可能な限り明確にするとともに、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (4) 事業実施想定区域周辺の既設及び計画中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元等の情報入手に努め、適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域周辺には住居等が存在することから、これらと風力発電機との距離を適切に確保する等、事業の実施による影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 動物

工事の実施に伴い発生する土砂や濁水が、事業実施想定区域及びその周辺に存在する河川や沢等に流入し、重要な水生動物の生息環境に影響することがないよう十分に配慮すること。

(3) 植物及び生態系

事業実施想定区域内にはブナ-ミズナラ群落等をはじめ自然度の高い植生が存在するほか、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林等に指定されている区域や、自然環境のまとまりの場として緑の回廊が確認されている。

このため、風力発電機や工事用道路等の配置計画の検討に当たっては、土地の改変に伴う樹木伐採を極力回避するよう十分に配慮すること。

(4) 景観

事業実施想定区域周辺には住居等が存在することから、日常的な生活環境の場からの景観にも十分に配慮するとともに、眺望点について関係自治体や地域住民からの情報収集に努め、適切な調査地点を選定すること。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881



29鹿共収第364号
平成29年7月25日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

鹿角市長 児玉



(仮称) 鹿角・田子風力構想事業計画段階環境配慮書に
対する意見について (回答)

平成29年7月4日付、環管-501で照会のありました標記の件につきまして、別紙
により回答いたします。

(仮称) 鹿角・田子風力発電構想計画段階環境配慮書に対する鹿角市の意見

【庁内意見】

- ・地域の農畜産営農者、耕作者へ十分な説明を行うこと。
- ・農業振興地域に指定されている箇所もあるため、着工前に協議が必要である。
- ・着工の場合、必要な農地法上の手続きをとること。
- ・調査対象となる区域の自治会に対し十分な説明を行うこと。

【鹿角市環境保全審議会からの意見】

- ・動物の生息状況を現地調査等により把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。